令和３年11月農業委員会総会議事録

令和3年11月25日午後3時00分、令和3年11月農業委員会総会を市役所前川新館6階大会議室に招集する。

出席委員 14名

2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員
7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員
10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員	12番	棟方	健	委員
13番	木村	芳文	委員	17番	須藤	秀人	委員	19番	伊藤	公正	委員
21番	小嶋	勇成	委員	23番	前田	優考	委員				

欠席委員 1名

1番 岩谷 裕子 委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 10名

3番	三上	幸雄	委員	14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員
16番	髙橋	貴志	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	20番	兜森	弘義	委員
22番	藤田	善明	委員	24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員
26番	山内	知人	委員								

出席事務局 8名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	吉田 秀樹
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局総務係長	髙木 一誠
相馬分室主幹兼係長	藤田 徹	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第69号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第70号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第71号　農用地利用集積計画の決定について

議案第72号　農用地利用集積計画策定の要請について

議案第73号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第39号　競売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について

報告第40号　農地法第３条の許可取消について

報告第41号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

報告第42号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第43号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第44号　非農地の判断について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 1 番岩谷裕子委員の 1 名であります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 3 番三上幸雄委員、14 番小田桐明委員、15 番奥元勝義委員、16 番髙橋貴志委員、18 番大湯茂八郎委員、20 番兜森弘義委員、22 番藤田善明委員、24 番町田髙司委員、25 番佐藤剛郎委員、26 番山内知人委員であります。ただいまの出席者数は 14 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 69 号を議題といたします。議案第 69 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 69 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 10,380 ㎡、畑 10 件 51,144 ㎡、合計 13 件 61,524 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 11,060 ㎡、畑 272 ㎡、合計 3 件 11,332 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、佐藤耕一委員、小林政貴委員、それに私、木村であります。申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 69 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第69号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第69号は、許可することに決定いたします。
次に、議案第70号を議題といたします。議案第70号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　11ページをお開き願います。議案第70号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権移転が、田3件753.35㎡、畑64㎡、合計3件817.35㎡であります。また、使用収益権関係が、田1件496㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号15番及び16番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。受付番号17番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に14ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号9番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第70号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第70号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第70号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第71号を議題といたします。議案第71号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　15ページをお開き願います。議案第71号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件9,181㎡、畑1件7,201㎡、合計4件16,382㎡であります。また、使用収益権関係は、田9件43,831㎡、畑3件19,752㎡、合計12件63,583㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田8件38,518㎡、畑3件 19,752㎡、合計11件58,270 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。20ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号206番から25ページ216番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。再び20ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号206番から25ページ216番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第71号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第71号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第71号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第72号を議題といたします。議案第72号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　27ページをお開き願います。議案第72号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件5,610㎡、畑7件57,493.14㎡、合計10件63,103.14㎡であります。また、使用収益権関係が、畑1件3,800㎡であります。今回提出されました11件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、

事務局次長　同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買10件、貸借1件が整ったものであります。30ページをお開きください。所有権関係、受付番号59番及び31ページ60番の譲受人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。32ページをお開きください。所有権関係、受付番号61番及び62番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たす計画案であります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第72号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第72号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第72号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第73号を議題といたします。議案第73号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　35ページをお開き願います。議案第73号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、3件827.28㎡、用途変更が、2件833㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。37ページをお開きください。
弘前市農用地指定除外、整理番号1番から3番については、除外後の農地区分が第1種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。次に、38ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号1番及び2番について申し上げます。変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第73号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第73号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案73号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
次に、報告事項に入ります。報告第39号「競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　39ページをお開き願います。報告第39号は、「競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」であります。最高価買受申出人となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、許可書を交付したので報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1,961㎡、畑1件3,212㎡、合計1件5,173㎡であります。なお、受付番号2番については、令和3年9月総会において、買受適格証明書の発行を決定したものであり、許可申請の内容が証明書の交付時と変わらないことを確認し、許可書を交付したものであります。以上であります。

議　　長　　報告第39号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第40号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　43ページをお開き願います。報告第40号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑1件10,648㎡であります。なお、取消理由につきましては、45ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　　報告第40号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　47ページをお開き願います。報告第41号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田3件31,044㎡、畑2件39,004㎡、合計5件70,048㎡であります。なお、届出理由につきましては49ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第41号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第42号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　51ページをお開き願います。報告第42号は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が田1件2.37㎡、畑5件5,778.61㎡合計6件5,780.98㎡であります。なお、届出理由につきましては、53ページから54ページの届出理由欄に記載のとおりでありますが、受付番号24番については、9月の総会において、民事執行法に基づく競売参加のため、市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明書の発行について報告したものです。この証明書交付後に、落札者から買受適格証明書と同様の内容で農地転用届出があったため、これを受理したものであります。以上であります。

議　　長　報告第42号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第43号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　55ページをお開き願います。報告第43号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田4件11,487㎡、畑1件8,074㎡、合計5件19,561㎡であります。なお、解約理由につきましては、57ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第43号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第44号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　59ページをお開き願います。報告第44号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、農地法の運用について、第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田2筆988㎡であります。以上であります。

議　　長　報告第44号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時28分］